



品川区議会だより

No.234 平成24年(2012年)11月20日 発行 品川区議会 (〒140-8715) 東京都品川区広町2丁目1番36号 電話 3777-1111(大代表) 5742-6810(直通)
品川区議会のホームページアドレス <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/kugikai/index.html>

第3回定例会の議案

平成24年第3回定例会は、9月20日から10月19日までの30日間の会期で開催されました。
区長から「専属の薬剤師を置かなければならない診療所の基準に関する条例」などの議案が、議員より「固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書」などの議案がそれぞれ提出され、慎重審議の結果、次のとおり可決されました。
以下、概要をお知らせします。

区長提案

条例(新規)

▼専属の薬剤師を置かなければならない診療所の基準に関する条例
地域主権改革の推進を図るため、医療法等が改正されたことに伴い、開設者が専属の薬剤師を置かなければならない診療所の基準を定める。
施行期日 公布の日

▼食品衛生検査施設の設備および職員の配置の基準に関する条例
地域主権改革の推進を図るため、食品衛生法施行令等が改正されたことに伴い、食品衛生検査施設の設備および職員の配置の基準を定める。
施行期日 公布の日

条例(一部改正)

▼暴力団排除条例
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が改正されたことに伴い、規定を整備する。
施行期日 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行の日(附則第1条ただし書に規定する日を除く。)またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日

ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

児童福祉法が改正されたことに伴い、規定を整備する。
施行期日 公布の日

▼子どもの医療費の助成に関する条例
児童福祉法が改正されたことに伴い、規定を整備する。
施行期日 公布の日

▼保育の実施等に関する条例
受給者負担の適正化を図るため、保護者の負担能力に応じた保育料に改定するとともに、保育料の階層区分を見直すほか、第2子以降の児童に係る保育料を軽減する「多子軽減制度」を拡充する。
その他 付則において、区立保育所における延長夜間保育等に関する条例の一部を改正する。
施行期日 平成25年4月1日

▼区立在宅サービスセンター
八ツ山保育園ふれあいデイホームを廃止するほか、月見橋在宅サービスセンターの位置を変更する。
〔月見橋在宅サービスセンター〕
現行 南大井五丁目 2番17号
改正後 南大井三丁目 7番10号

施行期日 八ツ山保育園ふれあいデイホームを廃止する改正規定は平成24年12月1日、月見橋在宅サービスセンターの位置を変更する改正規定は平成25年3月4日

▼防災会議条例
災害対策基本法が改正されたことに伴い、防災会議の所掌事務および組織を見直す。
施行期日 公布の日

▼災害対策本部条例
災害対策基本法が改正されたことに伴い、規定を整備する。
施行期日 公布の日

▼区立学校設置条例
杜松小学校と大間窪小学校を統合し、新たに豊葉の杜小学校を設置するとともに、豊葉の杜中学校の位置を変更する。
〔豊葉の杜小学校〕
所在地 二葉一丁目 3番40号
〔豊葉の杜中学校〕
現行 豊町三丁目 5番31号
改正後 二葉一丁目 3番40号

▼区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
〔公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令〕等が改正されたことに伴い、学校薬剤師に係る補償基礎額を改める。
施行期日 公布の日

その他の議案

▼会議用テーブル他の買入れについて
種類および数量 荏原平塚総合市民会館業務用品一式

買入価格 6千430万円
契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
契約の相手方 有限会社鮫玉堂
納期 契約締結の日
平成25年3月18日

▼指定管理者の指定について
公の施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する。施設の名称 区立荏原平塚総合市民会館

指定管理者 公益財団法人品川文化振興事業団
指定期間 平成25年4月1日
平成30年3月31日

▼平成24年度一般会計補正予算
(1) 歳入歳出予算補正額 4億5千210万9千円追加
(補正後の歳入歳出予算額 1千334億2千893万7千円)
(2) 債務負担行為補正件数 追加 2件

▼平成23年度各会計歳入歳出決算
(1・7・8ページに掲載)

議案の撤回

▼旧荏原平塚中学校跡地多目的広場整備工事請負契約
本会期中に提出された当該議案については、契約の相手方より辞退の申し出があったため、撤回を承認した。

議員提案

議員派遣の件

▼第74回全国都市問題会議
派遣議員 若林 広毅

意見書

▼固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書 (5ページに掲載)

平成23年度各会計決算 審査のあらまし

決算特別委員会を設置

9月21日の本会議において、決算特別委員会を設置し、平成23年度各会計決算の審査を付託しました。引き続き委員会を開会し、委員長、副委員長および理事を選出しました。

▽委員長 武内 忍
▽副委員長 渡部 茂
▽理事 大倉 考裕
飯沼 雅子

委員会での審査は10月2日から10月16日までの7日間行われました。慎重審査ののち、最終10月16日には、各会派より意見表明が行われ、採決の結果、一般会計・国民健康保険事業会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計は賛成多数で認定すべきものと決定し、10月19日の本会議で認定しました。

平成23年度 決算の概要

会計	歳入決算額	歳出決算額	翌年度へ繰越
一般会計	1,335億7,749万4,060円	1,297億3,270万1,149円	38億4,479万2,911円
国民健康保険事業会計	375億2,538万2,793円	357億2,638万971円	17億9,900万1,822円
後期高齢者医療特別会計	62億9,805万9,148円	62億7,700万2,651円	2,105万6,497円
介護保険特別会計	186億7,294万9,892円	186億1,207万3,513円	6,087万6,379円

一般会計歳入歳出決算内訳

